

# 役員報酬規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人首都圏産業活性化協会(以下「協会」という。)の役員の報酬支給に関する事項を規程する。

## (適用範囲)

第2条 この規程の適用を受ける役員とは、協会に常勤する役員をいう。

## (役員報酬の意義)

第3条 この規程における役員報酬とは、協会が役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。

## (決定機関)

第4条 会長は、理事会の同意を得て、役員に報酬を支給する。

## (報酬の支給)

第5条 役員報酬は月俸制とする。

2 報酬の額は、理事会の議決を得て会長が定める。

3 報酬の計算期間は1日から末日までとし、毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日にあたるときは前日に繰り上げて支給する。

4 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、その月分全額を本人または家族に支給する。

## (補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

## 付則

この規程は平成19年5月17日から施行する。

## 付則

この規程は平成23年1月21日から施行する。

## 専務役員報酬額について

役員報酬規程第5条第2項に定める常勤役員の報酬額は下記のとおりとする。

記

専務理事 月額 10 万円（年額 120 万円）